

前文 検討資料

大牟田市民憲章 (昭和57年7月21日制定)

私たちは、三池山と有明の海に抱かれ、燃ゆる石のふる里に住む大牟田市民です。

私たちは、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田の町をきざぐため、この憲章を定めます。

1. 活気ある豊かな町にしましょう。
1. 自然と調和したきれいな町にしましょう。
1. 教育を重んじ、文化をはぐくむ、健やかな町にしましょう。
1. 親切的な、心あたたかい町にしましょう。
1. きまりを守り明るい町にしましょう。

市民憲章とは、市民が郷土を愛し、自らの町を住みよい、しあわせな町とすることを市民にたいして求める市民道徳や生活規範の総称です。行政面での都市建設と並行して、明るく、豊かな、住みよい町づくりをするため、市民の愛市精神の発露として、市民の公德心の高揚、モラルの向上を図ろうとする目的で制定されています。

(大牟田市民憲章推進委員会「市民憲章のあゆみ」より)

■ 前文とは？

前文は、条文本体の前に置かれ、条例制定の由来や背景、まちづくりの方向性や基本原理、制定者の決意などを述べた文章です。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準となるものと言われています。

前文は、条文形式ではないので、自由な表現で記述することができ、「私たちは」という市民主体の表現や、「です」、「ます」の口調で書かれるのが特徴的です。

■ 前文に何を書くのか？

- a. 風土・歴史などのまちの特色
- b. まちづくりの経過
- c. 協働の必要性、まちの課題
- d. まちづくりの将来像
- e. 市民の決意、思い など

《他市前文構成例》

大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例 前文	
a	大津では、里山や琵琶湖の豊かな恵みを、古代から現代に至るまで享受し、守りながら、人々が行き交い、暮らしを受け伝え、まちを発展させてきました。
b	そうした営みを、地域社会の助け合いの仕組みである「結」などによって、人々は守ってきました。また、こうした仕組みの中で、人々は、お年寄りや子どもを気遣い、全ての人が安心して生きることができる社会の実現に向けた努力を積み重ねてきました。
c	今日では、多くの公共サービスが行政によって担われています。しかし、人々の生活や価値観が多様化し、行政のサービスでは対応できないことが増え、多様なニーズに対応する人材や財源の確保が難しくなっています。
d	その一方で、大津では、市民・市民団体及び事業者による市民公益活動が盛んになっています。この市民公益活動と行政の力を合わせて「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支える」ことができれば、自治の力は高まり、まちは生き活きとします。これらの活動をより創造的かつ持続的に育むためには、大津が歴史的に育んできた「結」の仕組みを現代に甦らせ、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、対等な関係のもとで共通の目的を持ち、共に社会基盤を整えることが求められています。
e	この条例は、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、「協働」という新しい「結」を実現するための理念と仕組みを明らかにするものです。わたしたちは、この仕組みを活用し、市民・市民団体、事業者及び市という立場から、またそうした立場を超えて愛着と誇りを持つことができる大津を築いていくためにこの条例を制定します。

近江八幡市協働のまちづくり基本条例 前文	
a	近江八幡市は、大中の湖南遺跡、観音寺城跡、安土城跡、八幡堀や近江商人の町並みなど、日本を代表する多くの歴史遺産に恵まれています。また、琵琶湖で一番大きな内湖である西の湖は、ラムサール条約の登録湿地であり、ヨシの群生地である水郷地帯は、「春色・安土八幡の水郷」として琵琶湖八景の一つに数えられ、水と緑に恵まれた風光明媚なところです。
b	他方、中世において我が国最初の自治組織の規約といわれる「奥嶋百姓等庄隠規文」、近世において諸役免除を巡って当時の幕府に凜として対峙したことで知られる「御朱印騒動」などは、私たちのまちにおける市民主体のまちづくりの源流であり、その流れは今も脈々と息づいています。こうしたまちに生まれ育ち、あるいは暮らし、働き、学ぶ私たちは、長い時間の経過のなかで培われてきた、歴史遺産や自然資源を次代に伝えていくとともに、新たな歴史と文化を育んでいかなければなりません。 また、市民と市は、今後ますます多様化する地域の課題やニーズに対応することができる地域力と共助の精神に基づく地域の絆を強化し、知恵と力を合せて協働のまちづくりを推進していかなければなりません。
c	そのためには、まず、自分たちがまちづくりの主役であることを、市民一人ひとりが自覚することが必要です。そして、市民と市が果たすべき役割と責任を明らかにし、相互に協力して、まちづくりを担っていくことが必要です。 近江八幡市では、それぞれの地域で、その特色を生かしたコミュニティ活動や市民公益活動が盛んになってきています。こうした活動をさらに一層高めることにより、いきいきとした元気なまちにしていく必要があります。また、市民と市は、今後ますます多様化する地域の課題やニーズに対応することができる地域力と共助の精神に基づく地域の絆を強化し、知恵と力を合せて協働のまちづくりを推進していかなければなりません。
d	私たちは、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳を認識し、市民と市が力を合わせてまちづくりを進めることにより、すべての市民が近江八幡市で暮らし、働き及び学ぶことに魅力と誇りを実感できる個性豊かな地域社会の実現をめざします。
e	こうした協働のまちづくりを進めるため、ここに、近江八幡市協働のまちづくり基本条例を制定します。

山口市まちづくり基本条例 前文	
a	山口市は、波穏やかな瀬戸内海と中国山地の古層の山々を共に擁し、豊かな森や川、海に恵まれ、田園の豊潤さが育んだ堅実な精神性をよりどころとする風土を築いてきました。
b	また、先人たちの築いた大いなる歴史・文化の伝統にも支えられ、これまで山口県における政治・行政、教育・文化等の中心的役割を担い、多くの優れた人材を輩出してきました。今後、経済や産業、学術文化等の様々な分野を振興し、広域的に質の高い都市的サービスを提供するなど、広域県央中核都市としてますますの発展が期待されています。
c	このように、将来性豊かな私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって培われたものであり、これをさらに発展させて次代に伝えていくことが、私たちの重要な使命です。住んで良かったと思えるまち、訪れてみたいと思えるまち、人との絆を大切に共生の心を育むまち、生涯にわたって平等に学びあえるまち、子どもたちが夢と希望を持ち健やかに成長できるまちをつくらなければならない。生活者としての市民が持つ、豊かな創造性と社会経験を十分に生かし、市民も自らの役割を自覚し、まちづくりに積極的に参加していかなければなりません。
d	そのためには、市民と市、また市民同士が、相互にその特長を認め合いながら、協働してまちづくりを進めていくとともに、地域社会を構成する多様な主体が、共に地域社会を支えるパートナーであることを認識し合い、市民と市との適切な役割分担のもと、連携してまちづくりに取り組んでいく必要があります。
e	このような認識の下に、100年先、200年先へとつながるまちづくりの礎となるよう、市民と市、また市民同士が、協働してまちづくりを進めるために必要なルールを示すものとして、この条例を制定します。

大牟田市まちづくり基本条例 前文案

a	風土・歴史などのまちの特色	<p>私たちのまち大牟田市は、三池山と有明の海に抱かれた穏やかな自然環境のもと、(ユネスコ世界文化遺産に登録された)我が国の急速な近代化と経済発展を支えてきた燃ゆる石のふる里として、石炭関連産業の振興とともに発展してきました。</p>
b	まちづくりの経過	<p>私たちは、先人たちが努力と苦勞によって築きあげてきた歴史と文化、伝統や地域資源を継承し、さらなる発展を遂げるために、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田のまちを築くことをまちづくりの基本理念に掲げ、わがまちの潜在能力を活かしたまちづくりを進めています。</p>
c	協働の必要性、まちの課題	
d	まちづくりの将来像	
e	市民の決意、思い	